

東京都台東区社会福祉法人に関する証明書交付事務取扱要綱

25台福福第35-3号

平成25年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、主たる事務所が東京都台東区の区域内にある社会福祉法人（当該社会福祉法人の事業が東京都台東区の区域を越えないものに限る。以下同じ。）に関する証明書の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(証明書の種類)

第2条 社会福祉法人に関する証明書は、次に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法人の理事であることの証明書(以下「理事証明書」という。)
- (2) 税額控除対象社会福祉法人であることの証明書（以下「税額控除に係る証明書」という。)

(様式)

第3条 交付申請書及び証明書の様式は、次に定めるものとする。

- (1) 理事証明書（別記第1号様式）
- (2) 理事証明交付申請書（別記第2号様式）
- (3) 税額控除に係る証明書（別記第3号様式）
- (4) 税額控除に係る証明交付申請書（別記第4号様式）
- (5) 寄附金受入明細書（別記第5号様式）
- (6) チェック表（別記第6号様式）

(申請)

第4条 社会福祉法人に関する証明書を申請できる者は、当該社会福祉法人の長とする。

- 2 理事証明書を申請する者は、理事証明交付申請書に必要な添付書類を添えて申請するものとする。
- 3 税額控除に係る証明書を申請する者は、税額控除に係る証明交付申請書に寄附金受入明細書及びチェック表を添えて申請するものとする。

(交付及び手数料の徴収)

第5条 台東区長（以下「区長」という。）は、前条の規定による申請があったときは、社会福祉法人に関する証明書を交付するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により社会福祉法人に関する証明書を交付するときは、東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）別表第1の10項の規定に基づき、申請者から手数料を徴収する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第3号様式（第3条関係）

年 月 日 号

（社会福祉法人名）
（理事長名） 様

東京都台東区長 

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号イに規定する要件を満たしていることを証明します。

本書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

（有効期間）

年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

東京都台東区長 殿

（申請者）所在地
法人名
（理事長名） ⑩

税額控除に係る証明交付申請書

租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号イに規定する要件を満たしていることについて証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請する要件

- <要件1>第3号イ（2）に規定する要件
- <要件2>第3号イ（1）に規定する要件

2. 実績判定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3. 添付書類

- 寄附金受入明細書（<要件1、2>の場合）
- チェック表（<要件2>の場合）

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号ロに規定する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

年度分 寄附金受入明細書

社会福祉法人の名称 _____

事務所の所在地 _____

年 月 日 ~ 年 月 日

	氏名	住所	寄附金額	受領年月日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※同一の者からの寄附金額のうち、基準限度超過額がある場合は、備考欄に記載してください。

上記寄附金の受領については、事実相違ありません。

法人名

理事長名

⑩

チェック表

実績判定期間	(自) 年 月 日
	(至) 年 月 日

(A) 寄附金等収入金額

受入寄附金総額(1)		
控除金額(2)	①一者当たりの基準限度超過額の合計額	
	②寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額	
	③寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③)	
国等からの補助金等の額(3)※ (1)-(2)の額を限度とする。)		
(1) - (2) + (3) = (A) 寄附金等収入金額		

※「国等からの補助金等の額」は、当欄か(B) 経常収入金額の控除金額(2)①のいずれかのみに記載できる。

(B) 経常収入金額

総収入金額(1)		
控除金額(2)	①国等からの補助金等の額※	
	②委託の対価としての収入で国等から支払われる金額	
	③法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	
	④資産の売却収入で臨時的なものの金額	
	⑤遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	
	⑥寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のもの額	
	⑦寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額	
	小計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	
(1) - (2) = (B) 経常収入金額		

※経常収支金額が確認できる決算書類(写)も添付してください。

判定式	(A) 寄附金等収入金額 ÷ (B) 経常収入金額 = %
-----	---